平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課)........

被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害 (厚政課)......

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 ( 商政課 ) .........

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)......

種

類

m³

白カ

年予工 月 完 日定成

年予使 月 開 日定始

間使用時間

時リー の日 使当 間用た

動季 の 概 要 変

の

法

四九

二 八 二

平 九成 二

平成三、

平 一成二

断

四時間

変動あり

 $\equiv$ 

//

一・〇九七

目

次

Ξ

特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

所在地

下松市東海岸通り一番地の三 住化アグロ製造株式会社下松工場 工場又は事業場の名称及び所在地

所

下松市東海岸通り一番地の三 住化アグロ製造株式会社

8月21日

(金曜日)

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

平成二十一年八月二十一日

山口県知事

井

関

成

### 平成 21 年

Щ

公安委告示

警備員等の検定の実施.....

港湾施設に係る指定管理者の指定 (港湾課)....

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課).....

七

八

五 四 四

七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 ( 商政課 ) ........

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 ( 商政課 ) .....

П

## 山口県告示第三百三十八号

覧に供する。 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 の間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年八月二十一日から同年九月十日まで 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

+	備 考
-九号の農薬	「四九」とは、
薬製造	とは、
<b>定業の用に供する混合施設をい</b>	水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八
設をいう。	(昭和四十六
	年政令第百八十八号)
	(号) 別表第一
	<b>公第一第四</b>

뿌	□ <b>▷</b> -	>		癜	B	乙威人服	上後	う 全 全	ひ。 と い は 形 形 に の に の に の に の に の に の に の に の に の	満正」によ	源の区ガダび国家区ガモへに歳入歳出予算補正」による。	早の領圧の歌「第1表	2 成八成山で	<u> </u>
iii		闸		15編	E	7 計 <b>2</b>	ý ,	7 V 1 − 5#	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	400千円とす	ぞれ780,148, 暗の同人でない。	護入歳出みた	⅓	☑成2∄
越金	1 編				EE	歳入歳出	当し、	円を追	.888,460∓	歳入歳出それぞれ11,888,460千円を追加し、	,	歳入歳出予算の総額に	第1条 歳入歳	/年
		₩	類	13編								の補圧)	(歳入歳出予算の補正)	8 F
金燥入金	2基3					ە گ	ר ח	LI L	次に定める	(第2号)は、		口県の一般会	平成21年度山口県の一般会計補正予算	] <i>21</i>
		串	>	12編				)	算(第2号	般会計補正予算	平成21年度山口県一般	平成21年		日
庫補助金	2国月								上步矢	Ļ				金
庫負担金	1 国					関	‡ !!!	_	山口県印事	Ц	F	<i>F</i> -	<u>S</u>	躍日
		出	世出出	9国庫							3	平龙二十一手乀手二十一日	平 龙 二 十	3
頂			詼									りです。	領は、次のとおりです。	
		>		癜	要	止予算の	県補工	度山口	成二十一年	決された平	会臨時会で議	八月山口県議	平成二十一年八月山口県議会臨時会で議決された平成二十一年度山口県補正予算の要	ı
	歳入歳出予算補正	<b>憲出予</b>		第1表					衣	の要領の公	口県補正予算	二十一年度山	(二六一)平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表	Щ
变更は、「第3	地方債の追加及び変更は、	債の追		第3条						) <u>i</u> j		- - - - - - -		
		H)	(地方債の補正)	(地方										I
債務負担行為の追加及び変更は、	「為の追か	負担行		第2条						74 ) M				
	( 正)	為の補	(債務負担行為の補正)	(債務										
=	· -	0		_		_	五五	=		= :		t.	No. 1 排 水	県
最大最	常	大通	最	常	通	最大	常	通	最大	通常	最	通常		
(mg /e) /mg /e) fi	(燐ル	<b>)</b> 系	(mg / / 素		窒	mg /質 /量	_ 物	浮遊	(雪/ℓ)   (大/ℓ)	化学的酸素	(水素指数)	水素イ	排水	報
値	の		態	状		染	汚		Ø	水	排出	++1-		
											び排出水の量	排出水の汚染状態の値及び排出水の量	四排出水の汚	( )
										<sup>9</sup> る。	この表について準用する。		備考(の表の備考は、	定期
"		"		"	"		"		"	"	"	"	"	)
九 · 四	四 · 五	四	五	四・	_		_		六	六 · 一	八 · 五≀五	t· -	四九	第
常最	大 通		常最	通	大	最	常	通	大	常最	大通	通常最	12	20
<b>烤</b> 災 (mg	ご <u>索</u>	mg / / ** *** ***		窒	<u>ℓ</u> 量	へ mg質 /	遊物	浮	mg要 /求 』 』	化学的酸素要	(水素指数) ルス 濃度 アン 濃度 アンカル	水素イオ	種類	08 <i>4</i>
値	0	$\sigma$	態	状		染	汚		Ø	水等	汚			号

O·O六

Ξ

三八

最 (mg チウラム 大)

通

常

最

排出水の一日当たりの量(㎡)

「第3表 地方債補正」による。

(単位 千円)

「第2表 債務負担行為補正」による。

11,888,460

780,148,400 115,874,800 115,874,800

3,562,000 3,562,000

112,312,800 768,259,940

112,312,800

1,496,436 1,496,436

11,614 11,614

1,508,050 1,508,050 4,494,968 6,790,024

Ħ

寍

補正前の額

빡

134,939,628

141,729,652

37,528,427

2,295,056

101,937,074

40,000 40,000

21,574,542 29,697,662 99,642,018 33,033,459

21,614,542 29,737,662 九 <u>四</u>

0.0011

0.001

11

11

11

大

通

常

最

大

汚水等の一日当たりの量(㎡)

(mg / ℓ)

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

	平成21	年8月	]21	3 :	金曜日		Ц	1	ı		J.	Į		報	ł		(定	期	)		ŝ	第 2	084	두	<u>1</u>	
		補助	2 計	스 작 학			第2表	癜				11災害			10教			∞ H		6農林		ω 畑		2 総		癜
			・ 災害援護資 市町に対する	大学を持続を対しています。	<b>小</b> 動	间						飯田			加			K		林水産業		#		務	渎	
			の多に と終れ と終れ は な は は は は に る の に る に る に る ら り に る ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	対する利子補給		מנ	債務負担行為補	E				馬里			貫			貴		曹		馬		貫		Œ
							補正	□▷	4 宇衛 松谷	2 十 三 七 三	「 順災 本事		10大	8 社 3		3 河 /	2		4 林		8 <b></b> ₩		2 企 回			
		平成31年度ま	平成21年度から	平成30年度まで	期 間 平成21年度から			빡	校施設等 復旧費	2 土木施設災等 復旧費	農林水産施設 災害復旧費		₩	会教育		川海岸	道路橋りょ		牃		害救助		画調響		垣	
		Ų							総	洲	A V		震	震		丰	Ü		震		貫		馬			
		ずば る (年。	)の半足が現場の (経験)	は、14( 利子	7独本 1			11,8	_	6,9	1,5	8,6				1,6	υī	2,2	4	4	4	4			補	
		3 8 8 8 8 8 8	<ul><li>(1) 平成21年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、250,000千円とする。</li><li>(2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金</li></ul>	), 000千F 甫給額は	限 21年度の			11,888,460	120,000	6,990,000	1,580,000	8,690,000	10,000	5,460	15,460	1,695,000	590,000	2,285,000	430,000	430,000	448,000	448,000	20,000	20,000	正額	
		渡とす	利子(100円) 第二十年(100円) 第二十年(100円) 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	出とするに、年3~	瀬子禰(			768		ω		បា				22				49		96			補	
		る額の1	沿舗財金1とする。	% を限度	一度 かんり かん			768,259,940	160,000	3,578,663	1,272,489	5,011,152	1,084,533	2,023,324	148,770,988	22,678,281	48,317,996	115,548,195	12,047,415	49,136,725	8,346	96,011,555	15,058,390	42,166,894	補正前の額	
		/2に 相:	の対象は一条	26 26 27 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	ر م م				00		39		83	24							16				対	
		2に相当する額と	関でする関係を関係を	顔とする	額の総額の総額			780,148,400	280,000	10,568,663	2,852,489	13,701,152	1,094,533	2,028,784	148,786,448	24,373,281	48,907,996	117,833,195	12,477,415	49,566,725	456,346	96,459,555	15,078,390	42,186,894	빡	
		7	資金	0	容			400	000	663	489	152	533	784	448	281	996	195	415	725	346	555	390	894		
	河 三 災 害 関		斯 1		2		農地炎		県立大	砂防直	小規模	災害援		出		第 2 4 数	)		9	ー ル 出性				<del>#0 </del>		2
	河川災害関連!! 災害関連緊急!	般治山事業			附	빠	農地災害復旧		県立大学運営]	砂防直轄事業:	小規模治山事	災害援護資金		<b>責</b> の	ì	当	:		1	を 生活福祉!						松
	事業 砂防事業		III		畑	_	事業		事業	負担金	业	:貸付金			Ì	石倉舗舗	ì			資金に対す				₩		畑
	1,1	356	景景											ح		F			平月				塘			
	145,000 行 33,000	356,000 <mark>]</mark>   本	() 度額   起債(	補		558,000	26,000		10,000	306,000	50,000	166,000		照					平成29年度ま	半成21年度から	‡ 21 1			金	;	
世紀	利し借る	開 計 本 以 は が が り り り り り り り り り り り り り り り り り	債の 法の 港	눼		00	<u>8</u>		<u>8                                    </u>	<u>8</u>	<u>8</u>	温温	+						ď	7) b	,		噩	    -	ı	
なり、これで、これであり、これで、これで、これで、これで、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	を与り貿。 見式入金 直でれに 第8:特	が い。 に 半 に 半 に に に に に に に に に に に に に に に	樹	ant.								借入又は発行		起債の方法			( )	10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円	(2) 9些 让4	420,00 N,00	対容象の必然	(1) 対域の 対域 (1) 对域 (1)	景要			
が、代の代を発	利率児直等半年賦し方式で30年以内 借り入れたたし、 る資金に特別の法	形型 松佳 均赋记 等又均	償還の 方 法	曹				9	はしょべ 後ろん	て直後して	挙で資 児借金			世			0	は、年の後のである。	·補給額	7日十0	こする融い額は、	121年度 1補給の	畜	圓	:	
	⊢			補				0	当該見るの利率に	て、利率の見重しを行った。 ボボルイ	負りによった。	0%以内 だし、オ		掛									塘	論	;	
	000 行	476,000 <mark>社書借</mark> <b>入又はじ</b> 証券発	預 起債の 方 法	ф					(1 <u>m</u> t	<u> </u>	- 14 전 14 16 16	上述 元均 利等							平成29年度ま	半成21年度から	1					
し <u>馬</u> 三 2 ※	利し借る率方り資	新 会 を を なた なた	がり	눼							ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	半年第3		鹹		(単位			رج الا	σ		( <u>1</u>	間限	┝		
て、の の見 <i>入</i> 。	利率児直等半年賦し方式で30年以内借り入れたがたし、 高質金に特別の法	 	率	逾							お記の記録に、実践をより、機器は、し、機器はし、機能をして、	対対は対して		G 左		FI H E	1 0	は、年の後の関係とする額	が形でから、	4,000 4,000 4,000	対象でする影響の影響の影響の影響の影響の影響の影響を	世界21年末21年	極			
は先 、と <u> </u>	半年に引生り入りの観内、も温力	利里尼均賦金	過過の								もての定	九金		<b></b>		<u> </u>	,	の必然	<b>給額</b>	出	がいています。	年経度の	盛	颁		

平成21年8月21日 金曜日	н Ц	口県	<b>報</b> (定	⋶期)	第 2084 号
	当該届出は、平成二十一年八月二十一日から同年十二月二十一日までのことおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定(二六三)大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出	山口市の区域	ます。 「二六二)被災者生活再建支援法の政令で定める自然※平成二十一年七月二十一日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、平成二十一年七月二十一日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、(二六二)被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害	県有施設災害復旧事業 計 計	土木現年補助災害復旧 事業 土木現年単独災害復旧 事業 県立学校施設災害復旧 事業 治山施設災害復旧事業
一年八月二十一日 売店舗の名称及び所在地 ホームセンタージュンテンドー 売店舗の名称及び所在地 が井市大字古開作六六四の一七	十一年八月二-	三 十 日		2,764,000	999,000 70,000 60,000 1,000
住 住 住 会 で代表者の氏名 に代表者の氏名	dは、平成二十一年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定に大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出	E.	((平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当し一年七月二十一日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害		自行による。 しておい、直見のよんしお、 直利を後という、 首見のを後という、 直利を後と、 「最もとし、 「最もと」、 「なって、 「なって、 「なった」、 「なった。
柳井店及びスーパーピクロス柳井店及びスーパーピクロス柳井店	-二月二十一日までの間、第六条第一項の規定に、による届出	山口県知事	の政令で定めるの区域に係る災災害	160,000 5,768,000	3,163,000 284,000 85,000 16,000
表   柳  関 <sup>。</sup> 者   井	での間、山口県商した。	井 関 成	自然災害に該当しまは、被災者生活		画 し 付待 という を を できます とうこと とうこう を を しょり といい といる とり という という といる という かい
変更に係る事項 大規模小売店舗を 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に おいて小売業を行 株式会社ピカ 田出年月日 エーー 年七月三十一日 平成二十一年七月三十一日 平成二十一年七月三十一日 マルニー はいた まる の代表者の氏 株式会社ピール はい はい かっち はい かっち	更に係る事項会社鬼久会社ピクロス	名 ニ 届出者の名称及び が在地 柳井市 ・	五 変更年月日	名の代表者の氏が現模小売店舗に大規模小売店舗に	を更に係る事項 式会社ピクロス 式会社の事項
月三十十一日 株式会 / 業長規模小売	の 概 要 " 防 号千	<ul><li>お 名称及び住所並び名称及び住所並び住所並びを (</li></ul>		株式会社ジー	一 大規模 概要 "防号千

号千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

防府市大字江泊一九三六

野村 均 博

者業店 のを舗 氏行に る事項 株式会社ジュンテンドー 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 飯塚 変 道 正 更 前 飯塚 変 正 更

後

売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー 柳井店及びスーパー ピクロス柳井店

柳井市大字古開作六六四の一七

名称及び住所並びに代表者の氏名

所

代表者の氏名

号千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

防府市大字江泊一九三六

野村

均 博

藏澄

氏す模 名る小	変更に係る事項
	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
吉村	変
正	更
	前
野村	変
博	更
	後
	名の代表というでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部

三 変更に係る事項の概要 五 高木 株式会社丸久 株式会社ピクロス 変更に係る事項 所在地 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成二十一年五月二十八日 変更年月日 義之 柳井市大字古開作六六四の一七 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店 防府市大字江泊一九三六 号千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二 11

所

代表者の氏名

う者の住所 大規模小売店舗に 設置する者の住所大規模小売店舗を 株式会社ピクロス 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 生村一五三熊毛郡平生町大字平 変 // " 更 前 三六防府市大字江泊一九 変 更 11 後

届出年月日

平成二十一年七月三十一日

変更年月日

平成二十一年五月三十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

高木 名 義之

称

株式会社ピクロス

株式会社丸久

11

防府市大字江泊一九三六 号千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二

所

代表者の氏名

高木

義之

野村 均 博

Ξ

変更に係る事項の概要

株式会社丸久 株式会社ピクロス

藏澄

Ξ 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の	住所 大規模小売店舗を設置する者の	名称 大規模小売店舗を設置する者の	変更に係る事項
			变
			更
			前
藏澄	防府市大	株式会社丸久	变
均	防府市大字江泊一九三六	丸久	更
	兰六		後

届出年月日

兀 平成二十一年七月三十一日

五 変更年月日

平成二十一年七月三十一日

藏澄 野村

均 博

(二六四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 ( 平成十年法律第九十一号 ) 第六条第二項の規定により、次の

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年八月二十一

光課において公衆の縦覧に供します。 日から同年十二月二十一日までの間、 山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観

平成二十一年八月二十一日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー 柳井店及びスーパー ピクロス柳井店

所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

称

所

代表者の氏名

号千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二

防府市大字江泊一九三六

藏澄 野村 均博

五

<u>\( \sqrt{1} \)</u>	平成21年 8 月21日	金曜	翟日		山	[	1	県		報	(定其	月)	第 2	2084 <del>1</del>	를
株式会社ピクロス防府市大字江泊一九三六	が 谷市東	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	平成二十一年八月十六日	五変更年月日	平成二十一年七月三十一日四 届出年月日	廃棄物等の保管施設の位置 変更に係る事項の概要	株式会社丸久・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		名 称 住	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 所在地 柳井市大字古開作六六四の一七	名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスー 大規模小売店舗の名称及び所在地	平成二十一年八月十六日	五 変更年月日 平成二十一年七月三十一日 届出年月日	駐車場の収容台数	変更に係る事項  変  更  前
野村博	初富四丁目一三番二二 所代表者の氏名 が高四丁目一三番二二						藏澄均	予 寸	所 代表者の氏名		スーパーピクロス柳井店			五六台	变更後
	平成二十二年一月十一日 工 変更年月日 工 一年七月三十一日 工 届出年月日	駐車場の自動車の出入口の数	廃棄物等の保管施設の容量	荷さばき施設の面積	駐車場の収容台数	変更に係る事項	三変更に係る事項の概要	株式会社ピクロス防	高木義之	12者の名称及で住所す	<ul><li>は 地 称 模</li><li>り 小</li><li>こ 売</li></ul>		平成二十一年十一月一日五 変更年月日	四届出年月日駐車場の自動車の出入口の位置	三の変更に係る事項の概要が対会を対対分
	L	一一箇所	三一立方メートル	三〇平方メートル	五六台	变更前		" " " " " " " " "	号千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二	住行者の日本	かみが主所在がこ代長者のもろ柳井市大字古開作六六四の一七柳井市大字古開作六六四の一七ホー ムセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店店舗の名称及び所在地		ц	0位置	"
		一箇所	一九立方メートル	二〇平方メートル	二一台	变更後		藏澄 均博	一三番二二	所 代表者の氏名	スーパーピクロス柳井店				寵涩

代表者の氏名

六

井

関

成

山口県商工

藏澄 野村

均博

井

関

成

萩

港

潟港四号緑地

萩

市

号

平成二十一年五月二十八日

# (二六七) 港湾施設に係る指定管理者の指定

う。) 第十五条第一項の規定により、 山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。 港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しま 以下「条例」とい

平成二十一年八月二十一日

\_ 井 関

成

山口県知事

指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所 港 湾 の 名 称 港 湾 施 設 の 名 称 港湾施設の場所

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市大字江向五一〇番地

Ξ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

П

- 設」という。) の使用に係るものに限る。四及び缶において同じ。) をすること。 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施
- を受けること。 条例第七条第四項の規定による協議 (指定港湾施設の使用に係るものに限る。)

Щ

- を受理すること。 条例第七条第五項の規定による届出 ( 指定港湾施設の使用に係るものに限る。
- (四) 条例第十条の規定により、 条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付するこ
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消 その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- 施設及び設備の維持管理に関すること。

### 兀 指定の期間

平成二十一年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間



# 山口県公安委員会告示第四十二号

の検定を次のとおり実施する。 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一項の規定により、警備員等

平成二十一年八月二十一日

Щ П 県 公 安 委 員

会

検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

受検定員

検定の日時及び場所

級 三十名

施設警備業務

平成二一、一一、二 時まで午前九時から午後五 山口県警察学校山口市仁保下郷一 四五九番地

Ξ 受検資格

当する者であること。 住所を有するもの (以下「県外在住警備員」という。) であって、次のいずれかに該 山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

- 合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該 公安委員会が①に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 兀 検定申請書の受付期間及び時間

分から午後五時十五分まで 平成二十一年九月十四日 (月曜日) から同月十八日 (金曜日) までの午前八時三十

なお、受付期間内でも、 申請者の数が受検定員に達したときは、 受付を締め切るも

五 検定申請書の提出先

にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署 者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。 ) を管轄する警察署、県外在住警備員 山口県内に住所を有する者にあっては住所地(その者が警備員である場合は、 その

### 提出書類

検定申請書

九

平成二十一年八月二十一日発行平成二十一年八月二十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁